

第3回 はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会 議事録

日時 平成29年12月5日(火) 18:00～
会場 高知市立中央公民館特別学習室
(高知市文化プラザかるぼーと9階)

開会

司会：

それでは定刻になりましたので、ただいまより第3回はりまや町一宮線(はりまや工区)まちづくり協議会を開催いたします。

本日は、委員の皆さま、大変お忙しい中、当協議会へご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます高知県土木部都市計画課課長補佐の秋元と言います。よろしくお願いたします。

本日は、当協議会委員12名全員の出席をいただいておりますので、当協議会が成立していることを、まずご報告いたします。

また、当協議会は、公開としておりますので、入口付近に傍聴席を設けております。

本日は、3つの議事について、ご審議をいただきたいと思ひます。

2回目のパブリックコメントの結果や、前回の協議会における委員の皆さまからのご意見への対応等につきまして、ご審議をいただきたいと思ひますので、どうかよろしくお願いたします。

それでは、開会にあたりまして、高知県土木部長の福田より、ごあいさつを申し上げます。

高知県土木部長：

みなさんこんばんは。土木部長の福田でございます。

本日は、委員の皆さま方、お忙しい中、またお疲れのところ協議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

6月に始まりましたこの協議会も、今日で3回目を迎えることとなりました。

第1回目の協議会におきましては、中断に至りましたこれまでの経緯、その後の状況、そして周辺環境や交通量の調査結果についてご報告させていただき、皆さま方からご意見をいただきました。その後に、パブリックコメントを行い、県民の皆さまから広く意見を頂戴したところでございます。

9月の第2回目の協議会におきましては、これまでの意見を踏まえ、道路の外側にも目を向けるとともに、自然環境と歴史的な風景といったものにより配慮した新たな道路計画案を提案させていただき、この場でご議論をいただいたところでございます。

その後、また第2回目のパブリックコメントをさせていただきまして、また多くの県民の皆さまからご意見を頂戴いたしました。これは後程ご紹介させていただきたいと思ひます。

今日の協議会でございますけれども、これまで皆さまからいただいたご意見、パブリックコメントに寄せられた意見、これらを踏まえますと大きく4つの論点に集約されるのではないかとこのように考えております。

1つ目は、現在の状況だけでなく将来の交通を踏まえた交通の状況、交通安全といった視点。

2つ目は、希少な動植物が生息・生育するこの水辺の環境を保全するという視点。

3つ目は、歴史の保存や再生、また歴史的な情緒があります新市橋の架け替えなど、歴史文化という視点。

最後、4つ目といたしまして、このはりまや工区周辺の水辺環境や史跡等を活かしたまちづくりの視点。

この4つの視点・論点に沿ってまとめさせていただきましたので、これらについて皆さまから忌憚のないご意見をいただければと考えております。

今日のご審議どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会：

それでは、議事に入ります前に、傍聴される皆さまへの連絡事項がございます。受付の際に、傍聴する際の注意事項をメモでお渡ししております。傍聴につきましては、はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会傍聴要領の規定に基づきまして、守っていただく事項を定めています。

傍聴席からの発言ができないことや協議会の秩序を乱したり、議事の妨害となる行為などをしないよう定めていますので、内容をご確認のうえ、ご協力いただくようよろしくお願いいたします。

それでは、配布資料のご確認をお願いします。

- ・資料1 会次第
- ・資料2 出席者名簿
- ・資料3 配席図
- ・資料4 はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会設置要綱
- ・資料5 第2回パブリックコメントの結果
- ・資料6 第2回協議会での委員及び第2回パブリックコメントにおける意見に対する検討
- ・資料7 協議会における検討経過

それと、パブリックコメントで要望がありましたので、参考として、高知県自然環境保全条例・基本指針、希少野生動植物保護条例を配布しております。

そろっていますでしょうか。

それでは、これからの議事進行を那須会長にお願いします。よろしくお願いいたします。

那須会長：

会長の那須でございます。委員の皆様におかれましてはお忙しい中、全員ご出席いただきまして本当にありがとうございます。

ただいま高知県土木部長からお話がありましたとおり今回第3回目の協議会になります。

第1回目にこれまでの経緯、それから道路等の計画についての説明があって、パブリックコメントを実施していただき、その結果を受け、第2回目において高知県の方で、できる限りこの協議会の中で総意として合意できる案を作るということをしていただきました。その結果、様々なご議論、ご意見をこの場でいただいたわけですがそれでもその内容も踏まえて、さらには第2回で議論していただきました高知県の方から追加された案に基づき、また2回目のパブリックコメントを入れることで、地元の方々のご意見をいただいたということでございます。

今回はその結果を踏まえて、つまり第2回のパブリックコメントの結果、それから、前回たくさんのご意見をいただきましたので、こういうものを丁寧に確認して、どういうふうに対処できたのかということで、資料を作っていただいたということだと思っております。

第3回協議会を進めさせていただきますが、1回目、2回目と同様に円滑な運営にご協力いただければ幸いです。

それでは、早速でございますけれども資料1の次第に沿って進めてまいりたいと思います。

まず、議題1「第2回パブリックコメントの結果」について、事務局より資料5の説明をよろしく申し上げます。

事務局（議事1；資料5・資料5（別冊））：

事務局の山崎です。

私からは「第2回パブリックコメントの結果」を説明いたします。お手元に資料5をお願いします。

1枚めくっていただき、ページ右上に記載しているページ番号、1／5ページをお願いします。

中程に、第2回まちづくり協議会を平成29年9月5日に開催させていただいたとあります。ここでは、道路の外側の空間にも目を向けた、新たな道路計画を提案させていただきました。

今回のパブリックコメントは、第2回協議会後の9月27日から10月26日までの間において、新たに提案する道路計画の考え方やはりまや工区の整備のあり方に対する意見の公募を行いました。

次のページ、2／5ページをお願いします。

これは、第2回パブリックコメントで意見を公募した、「新たな道路計画案」について、新堀橋から桜井橋までの間をお示ししたものです。

上から、4つの計画案を載せております。

まず1番上は、工事中断当時の計画の第0案でございます。川面オープンスペース面積は1,485平方メートルです。

次に第1案は、第0案からの道路構造の見直しとして、道路を西側へ寄せることと、安全な範囲で道路幅を縮小すると同時に水辺環境の創出として、横堀公園を切り込み、干潟と水面を創出した案で、川面オープンスペース面積は2,451平方メートルです。

次に第2案は、本線の東側歩道を無くし、新堀川東側の市道を活用する案です。川面オープンスペース面積は2,784平方メートルです。

最後は現状のままの第3案で、川面オープンスペース面積は2,044平方メートルです。

右にはそれぞれにおける横堀公園から上流のイメージ図を載せています。

次のページ、3／5ページをお願いします。

先程と同様に、電車通りから新堀橋までをお示ししています。

続きまして次のページ、4／5ページをお願いします。

第2回パブリックコメントの結果をご説明します。なお、第2回協議会において、委員から周辺に住んでいる方々の意見が一番大切にされなくてはならないとのご意見や、会長から地元の意見を聞くのが最も重要とのご意見がありましたので、このパブリックコメントを実施期間中に、周辺9町内会の会長へホームページに掲載したパブリックコメントの公募資料一式を10部ずつ配布しています。

今回の公募期間に提出いただいた意見の数は73名で第1回パブリックコメントの数を上回る多くの意見をいただきました。

この内訳は、新たな道路計画案に賛成が66%、反対が33%、その他1%でした。

意見提出者の属性は、性別は男性が8割弱、年齢は60代以上が7割弱、住所別でははりまや工区周辺が5割強でした。

意見提出者の住所別にみる意見の内訳は、左から、はりまや工区周辺において賛成9割、反対1割、はりまや工区以外の高知市内において賛成3割強、反対7割弱、高知市以外の県内に

において賛成 6 割強、反対 4 割弱、県外において反対 5 割でした。

次のページ、5 / 5 ページをお願いします。

第 1 回パブリックコメントと比較してみますと、全体では、賛成は第 1 回で 2 割弱に対し第 2 回では 6 割強、反対は第 1 回で 6 割弱に対し第 2 回では 3 割強となっています。下のグラフは居住地別の結果でございます。ピンク色が賛成、緑色が反対、水色がその他となっています。第 1 回に比べ第 2 回は賛成の割合が増加しています。

以上で第 2 回パブリックコメントの結果についての説明を終わります。

那須会長：

はい。ありがとうございました。

それでは、まずこの資料につきまして皆さんのご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。何かご質問でもご意見でも結構ですがお聞きしたいと思います。委員のみなさん、よろしくお願いします。

西岡委員

年齢の内訳、40 代、30 代が少ないですね。周辺のとこの年齢層というのは分かりませんが、女性の方も 19%、50 代以上がほとんどで、40 代、30 代、まあ 50 代くらいの人を入れても、こういう若い人というものなんですけれども、中年の人、自分らあから見たら若い人に対する町内会の皆さまだけじゃなくて、そういう方に働きかけを具体的にしたでしょうか。聞いてみたいと思います。

那須会長：

それは誰に対してですか。

西岡委員：

実施した人ですね。

那須会長：

パブリックコメントを実施した人とういことですか。

西岡委員：

そうです。その働きかけを町内会の方なんかに戻ったと言っていましたよね。そうしたら年齢的にも偏らず、もっと若い 50 代、40 代の人も居るはずですからね。そういった人達に対しても働きかけを平等にせんと意見の集約がなかなかしにくいんじゃないかと思ひまして。

事務局：

はい。前回の時に年齢層というものに我々も関心を持ちまして、今回のパブリックコメントを募集するにあたりまして、何十代かということについても記入をお願いした経過がございます。

沿線の 9 つの町内会の代表の方に、パブリックコメントについてご協力を願ったのは事実でございますけれども、結果といたしまして、西岡委員が言われたとおり 60 代以上の方が多かったという結果にはなっておりますけれども、ここににつきましては、パブリックコメントの働きかけと言いますか、広く県庁のホームページで公募させていただきまして、また周辺の皆さま方にも分け隔て無く、意見を公募した結果だと思っております。

那須会長：

いかがでしょうか。

西岡委員：

町内会の方にはわざわざ出かけて聞きに行ったわけでしょ。若い人というか、例えば PTA とか、はりまや橋小学校とか幼稚園があるということは、親御さんは 30 代 40 代とかと思いますけれど、そういった方には具体的な働きかけはしてないんでしょうかね。

事務局：

はい。そのあたりにつきましては、例えば小学校があるとか、色々なやり方が考えられると思いますけれども、今回のパブリックコメントにつきましては、町内会の方にご意見を求めたという結果でございます。

坂下委員：

意見というのはね、例えば私なんかのはりまや町は 40 代とか 50 代とか、そんな数はおらんですよ。大概が 50、60 代以上ですね。お宅らのところもそうじゃないですか。

町内会長がそこで、各班の所に、私の所に、例えば 6 班ですけど、そういうところに持って行って意見を書いてくれっていう話なんです。お宅のいる町のところの年齢層を見たら、はりまや町らあでも。小学校とか幼稚園とかなんかは、よそから来よる子でしょう。地元やないでしょ、その子らは。

西岡委員：

それはわからん。具体的に言わんと。

坂下委員：

地元ではないんですよ、その子らあは。具体的には市内の子。うちのところに若い子がおらんのですよ。

西岡委員：

そんな抽象的に言われても、答えられません。

福留委員：

はりまや橋小学校は、実際、はっきりした人数はわかりませんが、もともとの校区以外から通っている生徒が多いというふう聞いています。かなりの割合で校区外から通っているようです。

田中委員：

校区外の子がね、入るとか入らんとかっていう話はね、あれじゃないですか。詳細は別冊の方を見たら住所が出ているんで、それでわかるんじゃないですか。桜井町とか上町とか。聞いてみても、その若い人達にですね。校区外だから入れなかったみたいな話はよくわからないですけれども。

坂下委員：

そんなことを言いうわけじゃない。考えたらわかるやろう。

福留委員：

そういう意味で言ったんじゃないですよ。地元の方に意見を聞くことが大事だっていうのが前回の会で出たんで、事務局の方が地元の方に、こういう意見公募をやっていますっていうことを宣伝したんだと思うんですよ。

それで先程、西岡さんが学校に行かれましたかって言ったんで、学校の生徒さんは校区外から通っている方が多い、地元じゃない方が多いことを言っただけですね。

田中委員：

地元じゃない方が多いんですね。

福留委員：

多いわけです。

那須会長：

よろしいでしょうか。

前回の議事でもありましたとおり、この関係についてですね、なるべく皆さんの総意で結論を出したいということで。その中で特に議論となったのは、やっぱり地元が一番大事だということだったと思います。地元が大事ではないと言う人はいないと思いますが、だからその上でこういう手続きをされたら、恣意的にやられたようなという印象を発言するべきではないんじゃないかというふうには思います。あいまいなことで、結論を着色するのは良くないと私は思います。正直に言って。

田中委員：

前回の会の時、私、確か新堀川の問題は浦戸湾の問題だから、浦戸湾全体も地元だっていうことに含めて欲しいという意見を述べたと思うんですよ。それ議事録が残っていると思いますけれども。

その件については全然討議されなくて、もう何、すぐ側が地元だっていうことを今言われたように思うんですけども。

那須会長：

前回議論したのは、地元と言えば高知市も高知県も地元ですよ。ただし、やっぱりその工事の実際に影響を受ける人ですね、意見が一番尊重されてしかるべきだってことを言ったんであって、浦戸湾と言いますか、高知市も地元ですし高知県も地元ですけれども、やっぱり距離感があるでしょうと。一番影響を受ける人の意見を一番尊重するのは至極当然なこと。結論が出てですね、出た結論が一番日々影響を受けるのは地元の人なので、これは、常識的には地元の意見、距離の近いところから尊重すべき、というのは、結局総意を得るということでは大事かな、というふうには私は思ったのでそういう結論になったというふうに思っています。

加えて言うと、先ほど年配の方が多から、なんか動員したのではないかと憶測でも言うべきではないということは、私は公平にみて思います。そういうことではいけない。正しい議論ができない、ということなんじゃないかと思えます。

他に意見ございますでしょうか。

田中委員：

別冊の方も今意見言っているんですか。

那須会長：

はいどうぞ。

田中委員：

まず、1-11の意見なんですけれども。1-11、賛成の意見ですね。この中にですね、人間の住むエリアに偶然いる20匹のカニ、1匹の迷いハゼが大切かって書いてあるんですけれども、これこういう問題じゃないと思うんですよ。これ事実誤認だと思いますけれども。

シオマネキだけにしても30匹以上、34匹かな、昨年の調査では。トビハゼは複数おるわけですよ。まあトビハゼだけがハゼではないと思うんですけれども。これは事実誤認だと思うんです。

こういう意見は、やっぱりパブリックコメントには入れとってもいいと思いますけれども、この協議会でですね、出してくる意見ではないんじゃないかと私は思っていますけれども。どうでしょうか、みなさん。

坂下委員：

その人が見た時はそれやったがではないですか。お宅らみたいに干潟の中まで調べて取って見たんじゃくて、見た人がそういうふうに感じて言うたわけですよ。その何匹しかおらんとするのはそら、お宅らが、

田中委員：

県が調査してますので34個体、シオマネキだけはね。他のカニもおりますので。

那須会長：

これっていうのはあれですよ。出てきた意見はそのままですよ。

事務局：

原文のままです。

那須会長：

取捨選択はしていませんよ。

事務局：

していません。

田中委員：

でもこれはあれですよ。この協議会のグラフの中に入っていますよ。

那須会長：

それを言い出したら、これ全部チェックしますか。

田中委員：

そうした方がいいんじゃないかと思うんですよ。

例えば、これにしてもそうだし、もうひとつ、1-19のご意見ですね。桜井町の方が書いてあるんですけども。反対派の会社経営者は毎日、本業そっちのけで反対者探しに走り回り、高新への投書者を集め回っている。会社経営者は友人（高新記者）を取り込んでおり、今後も度々反対記事（投書）が出るのが予想される、と書いてあるんですけれども、これ中傷以外の何物でもないと思うんですけどね。

1-19です。こういう意見っていうのはここですね、討議の中に入れてもらわない方がいいんだろうと思うんですよ。

これ、●●さんのことだと思うんですけども、●●さんは、釣り大会やったり、キャンプ

ルナイトやったりですね。花火大会やったりして、それも仕事が終わった後ですよ。それをや
ってですね、町おこしにかなり協力してやってるはずなんですよ。それをですね、本業そっち
のけで反対者探しに走り回るなんていうのは完璧に中傷ですよ。

こういうものを、ここの良識ある協議会の中に持ってくるって言うのは問題だと思うんです。
1－19です。資料の別冊。

坂下委員：

そういう意見を持った人もおるで、ええがやないかえ。

田中委員：

それは協議会の方で、協議会で判断するべきだと思います。みなさんどう思われてるんです
かね。こういう意見も良識として汲んでいいんだらうか。

坂下委員：

そういう気持ちの人もおるがやからね。出してもええもんやないかね。いいことばかり、こ
う、

田中委員：

協議会としてはどうなんだとお伺いしているんです。

那須会長：

高知県さん、こういう資料の取り扱いの通例っていうのはどうなっているんですかね。

田中委員：

私もパブリックコメントとしては問題ないと思うんですよ。パブリックコメントに規則はな
いですから。でも中傷を出すのはどうかと思うんですけど。

どちらにしても、パブリックコメントとしては問題ないと思うんですけども、ここのまち
づくり協議会にですね、こういうものをね、出してくるっていうのは、やっぱりちょっと問題
あるんじゃないかなって思ったんですよ。

さっきのあれもそうです。1匹の、なんですか、ハゼもっていう1－11だったかな、あれを
含めて。

那須会長：

どうですかね。

今田委員：

構いませんか。

那須会長：

はい、どうぞ。

今田委員：

あの、わかりますがね、あなたのおっしゃることは、わかりますが、これを全部読み、その
なかで、どういうふうを選択していきますか？

例えば、これはいかんね、これ載せたい、これはかまんね、とかいう感じにやっていくん
ですか？

田中委員：

それは協議会で協議するべきだと思いますね。協議会でせないかと。

今田委員：

例えば、全部とするやったら、協議会のメンバーの人やったらどういう集め方をしたか。要するに、

田中委員

それは県が集めたんですから、私はわからない。

今田委員：

だからこれも県が集めたんでしょ。

田中委員：

県のパブリックコメントとしては問題ないと。

今田委員：

問題ないということだね？

田中委員：

まちづくり協議会で、協議する上に出てきた資料としては問題じゃないかということをお願いしている。

坂下委員：

問題はないよ。

伊藤委員：

それはおかしいでしょう。あなたの言うことは矛盾があるのではないですか？パブリックコメントの意見が出てきたら出すのが当たり前ですよ。

坂下委員：

そう、当たり前やないか。

田中委員：

出すのはいいんですけど、協議する場所に出していいのかって。

これ、しかもあれでしょう。統計のグラフの中にしっかり入っているのですよね。それを私達に見せて賛成が66%、この中にこれが入っているんですよ。これで協議してくれと。賛成が66%っていう、新堀川をどうするかってことを協議してくれっていうために出てきた資料なんですよね。その資料の原案がちょっとおかしいんじゃないかって。おかしいじゃなく、おかしいものがあるということをお願いした。

那須会長：

確認ですけれども高知県のパブリックコメントの手続きに問題はないんですよ。

田中委員：

そうですね。

那須会長：

この場に出すことには問題ないわけですね。

田中委員：

いや、この場に出すことにね、場に出すこと、というか、ここでね、この協議会に持ち込むこと自体は違うんじゃないかと思います。

那須会長：

場に出すことと持ち込むことは同じことですね。

田中委員：

同じレベルです。

那須会長：

それは問題ないって言われましたよね。

田中委員：

いや、あのね、パブリックコメントとしては問題ないけど、この協議会にこうやって出してきた、このアンケート、統計の円グラフを見せられてですよ、これで判断してくれって言っているんでしょう。ですよ。

統計のグラフの中に、今言ったコメントが含まれているというのは、パブリックコメントとして出したらいいと思うんですけど、ここで、まちづくりの協議をしているんですから、私達。だってまちづくり協議会でしょ、これ。それに出すにはふさわしいものじゃないんじゃないかって、中傷があるやつが、明らかに中傷でしょうこれ。じゃないんですかね。

那須会長：

色んな意見があつてね、それを取捨選択して、これは中傷だから数から外せということにはならないでしょう。

田中委員：

それは、どうしてですか。

那須会長：

それは意見ですからね。多少ね、多分反対派の方も賛成派の方も色んな行き過ぎた言動があつてね、それがそのままこの資料として出ていると思います。

だけど、一人一人の行き過ぎを見てですね、この人は外せ、この人は外さないっていうのは、多分それを言い出したらですね、ここの委員全員がその見方が違うんで、これは良い、これは悪いという議論になってしまうと收拾がつかないんですね。

だから、この意見はいけないから数から外せっていうことを主張されてしまうと、パブリックコメントの意味がなくなりますよね、違いますか。論理的に説明してください。

田中委員：

こういう中傷をですね、挙げといてですよ、賛成1票、まあ反対でもいいですよ。反対1票とか出されて、中身が全然わからないままですね、判断する。

福留委員：

中身が賛成だったら、このグラフだけでは賛成何票ですけど、こういう中身があるからこそ、

本当に賛成なのかっていうことがわかるんじゃないです？それがなければ、中身がなければですよ。この数だけの勝負になってしまうんじゃないです？

田中委員：

もう数だけの勝負になってると私は思っているから。

福留委員：

だからですよ、中身があるから論議が深まるんじゃないですか。

田中委員：

どういうことですか。明らかな中傷でもですか。

福留委員：

それは、賛成と言いながら、排除するとかっていうふうに行くんじゃないですかね。

田中委員：

それならあれですか。排除するんであれば、統計の円グラフから除けるって話になるんですか。

福留委員：

そこまでの必要はないでしょう。

田中委員：

排除するって意味がちょっと良くわからない。

那須会長：

そういうふうにご主張されたんじゃないですか。数字から外せって。

田中委員：

そうです。私はこの円グラフから除けてくれっていったんです。排除されるっていうから円グラフから除けられるんですかって聞いたんです。

那須会長：

田中委員がそう主張されたんで、それに対してお答えになったんで。言われたのは田中委員です。ご自身が言われたんで。

田中委員：

そう。除けて欲しい。この円グラフの中に入っているのはおかしいから、円グラフの中から除けて欲しいということを私は言いましたよ。

那須会長：

あのですね。多分こういうことだろうと思います。

坂下委員：

相手の言いうことが理解できてないやんか。

那須会長：

色んな意見があつてね、行き過ぎた意見もパブリックコメントだから、必ずあると思いますよ。だけど、あるけど、それは賛成か反対かという意思表示とは別だと思えます。そのね、不適切な事をいう人は世の中にいっぱいいます。だけど、賛成か反対かという意思表示をされているのをですね、一つ一つ不適切な発言かどうかっていうことで数を引いたり足したりしていったら恣意的ですよね、それはやっちゃいけないんじゃないですか。

田中委員：

という結論ですか、これは。それはそれで結構なんですけれども。それに疑問を持ったんで。

那須会長：

私はそう思います。要は、人の意見を斟酌してですね、これは良い、これは悪いと言って、足し算、引き算をしたら、それこそ透明性はないですよ。

行き過ぎた意見はいっぱいありますよ。だけど、それは賛成・反対という観点で見てですね。これが例えば、世に出たらまずいということになれば、それはこのパブリックコメントを非公開にすればいい。

皆さんが見て、でそれで挙がることなくこういうふうにならなければ審議は成立しますよね。違いますか。何か論理的におかしいところがありますか。

田中委員：

パブリックコメントとしてはですね、オッケーだと思うんですよ。パブリックコメント内ですから。

那須会長：

であれば、行き過ぎた発言は色々ありますから、賛成・反対をこれで判断しただけで、何だったらね、これを皆さんの総意でね、このパブリックコメントは公表することはやめましょうということであれば、それはそれで結構でしょう。

ただし、一つ一つの意見が適切・不適切で数字を足し引きしたらこれはもう議論は成立しない。というのは当たり前のことです。

坂下委員：

そういうこと。

田中委員：

ということは、パブリックコメントっていうのはなんでも書いてもいいってことですね。

那須会長：

そんなことは更々言っていないけれどね。それは書く人が、過激なことを言う人もいますってことだけであって、書いていいとは言っていない。それは書く人のモラルだし、書く人の良識の問題なんで、我々はそれをコントロールできません。もしそれを言うんだったらパブリックコメントという制度自体が成立しなくなるんですよ。違いますか。

田中委員：

そうなんです。もしね、もし今日この話を続けていくと。

那須会長：

そういうふうにおっしゃってパブリックコメント自体が駄目だっていうのであれば、もう人の意見が聞けなくなる。

田中委員：

こういう意見も聞けということですか。

伊藤委員：

あると思うたらいいが、聞けじゃないやろう。

那須会長：

不適切な意見があれば、それはこの場で、非公開ということを決めればいいわけです。

田中委員：

非公開ですか。

那須会長：

ただし、田中委員もおっしゃったとおり、パブリックコメントの手続き自体は正しかったと。出てきているということは田中委員も認められているということですから。それはそれで認めて、ただ行き過ぎた意見があるのであれば、このパブリックコメント全体をね、非公開にするということは可能です。

ただ、ここの議論を妨げることにならないと思います。それはこの意見を聞いて不適切だねってみんなが思えばいいわけです。

田中委員：

それは、あの円グラフのですね、統計の円グラフに反映されとってのもそうだって言うことなんですね。

那須会長：

意見ですからね。

田中委員：

そうだって言うことなんですね。それを知った上で見る人の判断ですか。

那須会長：

ここの皆さんの良識で判断してくださいってことです。それはね、一つの意見を取り上げて言われていますけど、色々あるじゃないですか。

田中委員：

いや、他にもあるんですよ。

那須会長：

だから言っているんですよ。賛成も反対も色々ありますよ。

田中委員：

それでね。もう一つ言いたかったのは。

坂下委員：

田中さん、あなた那須会長の言いうこと、言いよることわかりよるがかね。

田中委員：

わかっています。かなり失礼な言い方をされていますけれどわかっています。

あの、1-24からですね、書いてある1案賛成、1案賛成、第2案賛成とか、それだけしか書いていないパブリックコメントについてですね、こんなものを見てここで審議する価値があるのか。内容、なぜ1案が賛成かということでもあったらまちづくり協議会では出てきても良いんじゃないかと思います。

那須会長：

それこそP Iを冒瀆していませんか。賛成っていうのは立派な意見ですよ。

田中委員：

あの、だから言っているじゃないですか。この協議会の中でね、協議する意見になってないと言っているんです。だって、ここに書いてある賛成でも反対でもいいんですけど、かなり真面目にみなさん書かれていますよ。私はこういうことで賛成しますって、それに対して賛成だけというのは何なんですか。

那須会長：

あのね、それはね、委員はそう思うかもしれないけれども無条件に賛成の方もおるじゃないですか、その人にね、

田中委員：

それが13件くらいある。

那須会長：

あってもおかしくないんじゃないですか。

橋田副会長：

計画の素案と一緒に持って行ったから、これを見て1案2案で出てくる。これとアンケート用紙と一緒に持って行ってお願いしたものだから、1案賛成とか、2案賛成とかって出てきましたということで、ご理解願いたいです。

田中委員：

そういうことですか。

小原委員：

そらね、1案賛成って言ってもね、ちゃんと資料でこの1案はこういうがでやります、2案はこういうがでやりますって言うて、それで納得して賛成反対を出してもらっている。

田中委員：

そういうことをやられたわけですね。私はわからなかったの。

小原委員：

1案賛成、2案賛成って、なんで1案賛成2案賛成ってわからんって、ちょっとおかしいんじゃないか。

那須会長：

どちらにしてもですね。さっきも言いましたとおり、これはパブリックコメントなんで、皆

さんが自由に書けるわけです。ですから、賛成・反対両方とも行き過ぎた意見もあるかもしれない。ただし、それは意見は意見だし、それは一つ一つ足し引きができないことも事実だし、それを我々は委員として選ばれてここにおるって言うことはそれをちゃんと判断してものを決めるってことです。

それ抜きにすればこの意見、議論できなくなる。あるいは、それが理解出来なければ、この委員としてもものを言えなくなるということになってしまうということになります。そこはご理解いただきたいですね。

ですから繰り返しますが、一つ削るとか足すとかいうことは、しないほうがいいでしょうし、先ほど言ったように不適切なものもいっぱいあると思う。だったら皆さんの総意で非公開とすればいい。

誰かを誹謗中傷しているようなものがあるとしたらそれは公表しないということであれば皆さんの総意で公表しないということになれば、それは、そういうふう結論を出せばいいと私は思います。

ただ、数字は数字ですから、それを削れっていうのは、これは結局は恣意的な議論をすることになるので、それは決してやってはいけないことだというふうに思います。

田中委員：

この総意があってもということですか。この場の。

那須会長：

何の総意ですか。

田中委員：

削れ、除けろっていう、総意があった場合はオッケーなんですか。それとも駄目なんですか。

那須会長：

総意云々より、削ること自体が不適切じゃないですかと言っているんです。田中委員はパブリックコメント自体は成立していると言われていたわけですよね。だったら、一つ一つ行き過ぎた意見があったとしても数字は数字として、これは受け取らないと、パブリックコメントを出してくれた人の心を汲むことにならないですよね。わかりますよね。そういうことなんですよ。

田中委員：

そういう意見も含めということなんですね。

那須会長：

それは、ここでね。議決して削る削らないということを使うこと自体が、既に削るか削らないことを判断するということなのでP I そのものを否定するということになる。それはあつてはいけないでしょということです。

今田委員：

構いませんか。

那須会長：

はい。

今田委員：

それから、先程個人情報パブリックコメントの中にはないのに、名前まで出すということはどういうことですか。

田中委員：

だってわかるんですよ。反対派でね、会社の経営者って言ったら●●さんしかあり得ない。

今田委員：

だから、それを言うてもかまんのですか。普通。

田中委員：

だからわかりきった話だから言ったんですよ。

今田委員：

ここに書いていますか。

坂下委員

●●さんとここに書きちよるんかえ。

田中委員：

いや、書いてないですよ。

坂下委員：

私は全然知りませんでしたよ。あんただけやないか、固有名詞を出していかんやないか。

那須委員：

この議論を続けていたら、ちゃんとした議論が出来なくなりますので、これは私の責任で、私自身は、これを足したり引いたりすることは、これはもうこの協議会自体を否定することになるので、それは会長としてそれはしないということを宣言させていただきます。

それはやっちゃいかんことです。意見は意見です。過激な意見はいっぱいあると思います。だけどいちいちそれを見ていたら、ちゃんと市民の意見を聞いたことにならない。そういうことは考えていないというふうに思います。よろしいでしょうか。

では、他の意見があればよろしくお願いします。

意見がこれ以上ないようでしたら次の資料ですね、資料6にしたがって説明をお願いします。

事務局（議事2；資料6）：

事務局の山崎です。

引き続き、私から「第2回協議会での委員及び第2回パブリックコメントにおける意見への対応」を説明します。お手元に資料6をお願いします。

今回は、協議会やパブリックコメントでいただいたご意見を主に4つのテーマに分類いたしました。一つ目は交通の状況、二つ目は希少動植物、三つ目は歴史や文化、最後にまちづくり。このテーマごとに主なご意見とその検討結果を説明させていただきます。

まず、1枚めくっていただいて、ページ右上に記載しているページ番号、1/32ページをお願いいたします。

この表は、交通の状況に係る主な意見を取りまとめています。表上段は委員からいただいた主な意見を、中段と下段にはパブリックコメントでいただいた主な意見を載せております。

また、右の欄には、いただいた意見に対する検討結果について、その内容を説明している資料のページ番号等をお示しております。

この交通の状況について、委員からは、「新たな道路計画案で進めてほしい」、「この町内には人口減はない」、また、「交通量や費用への疑問」、などがありました。

パブリックコメントでは、「ここに住む子供や人々が安心して通行できる街にしてほしい」、「渋滞しているほうが車のスピードが出ないので安全」、「交通弱者にとって横断歩道の広がりや渡りきるのに不安感が残る」、といった意見がありました。

これらのご意見に対して、次のページから検討結果をまとめています。2/32 ページをお願いいたします。

まず、はりまや町周辺にはマンションの建設が予定されており人口減少はないとのご意見がありましたので、10年前からの人口推移を調査いたしました。

はりまや工区周辺の人口は、マンションの立地で300人ほど増えて以降は、確かに横ばいとなっています。さらに工区周辺では複数のマンションの建設が予定されています。

左下のグラフは、同時期の高知県と高知市の推移を載せてございます。高知県全体は約4万5千人減少、高知市でも6千人の減少となっています。

右下の図はこの3つの伸び率を比較しています。高知県、高知市ともに減少する中、はりまや工区周辺は横ばいで推移しています。

3/32 ページをお願いいたします。

ここでは、以前の協議会でも取り上げさせていただきましたが、人口減少に対する県市の取り組みを、再掲させていただいております。資料左側ですが、高知市では人口減少の克服に向け、20年後に15%減と推計された人口を6%減に留めることを目標に取り組んでいます。資料右側ですが、高知県では435万人観光の早期実現を目指した取り組みを進めています。

4/32 ページをお願いします。

ここでは、改めて将来の推計交通量による4車線の必要性を説明させていただきます。将来の推計交通量ですが、交通量調査は一般的に12時間を計測します。主要なポイントについては、国が12時間と24時間の交通量を計測し、その割合を昼夜率としてお示しています。前回の協議会では、必要車線数を説明するため、実測した12時間交通量に、右上の昼夜率を用いて算出した24時間交通量をお示していました。

道路の車線数は日交通量により決定され、9,600台を超えると4車線が必要となります。下の図の4つのポイントは、県が10年前から独自に12時間交通量を計測している地点です。濃いグラフが実測の12時間交通量、薄いグラフが昼夜率を乗じて算出した24時間交通量です。

はりまや町一宮線上の2つのポイントでは、直近の平成29年2月における交通量でも、将来の平成42年推計交通量でも9,600台を超えており、4車線が必要となっています。

5/32 ページをお願いします。

パブリックコメントでは、渋滞は限られた時間だけというご意見をいただきました。ここでは、現在および将来の交通混雑の度合いを数値化して説明します。

混雑の度合いを示す指標として混雑度がございます。この混雑度は、交通容量に対する交通量の比率で示され、1未満は渋滞がほとんどなく、1を超え数値が大きいほど混雑状態となり、何らかの対策が必要となります。

真ん中の下のグラフをご覧ください。はりまや町一宮線の中断区間における混雑度を示しています。左から現在、未整備のままの将来、整備をした場合の将来の、それぞれを色分けして、棒グラフ状にしています。また、グラフ左側が昼間12時間の平均値、右側がピーク1時間の値

の表となっています。

緑色の現在や、オレンジ色の未整備の将来は、いずれも 1.25 を超えており、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速度的に増加する可能性が高い状態となっております。かたや、赤色の 4 車線整備後は 1.0 を下回っており、ほとんど渋滞することなく円滑に走行できる状態となります。

また、上の表にある駅前の国道 32 号では、はりまや工区を整備することで混雑度が減少しています。

6 / 32 ページをお願いします。

横断歩道の広がりにより交通弱者の横断が危険という声がありました。上の図では工事中断区間を赤、整備済み区間を青で示しており、矢印は、現在の各交差点における、歩行者用信号の位置と、青信号の時間を表記しています。未整備区間は、整備済み区間に比べて、青信号の時間は少し短いものの、小学校周辺ということもあり、歩行者用は車用より少し早く信号が青になるなど、工夫がされております。未整備区間が整備された後には、道路幅や交通量に応じ、信号の時間を改めて設定されるものと思われま。

次に、現状の歩道は狭いが、通行人は少なく困っていないとの声がありました。左の写真にあるとおり、現状は幅が狭く、自転車がすれ違い出来ないため車道をすり抜けて走行しているなど、安全な状態とは言えません。

7 / 32 分の 7 ページをお願いします。

ここでは新たな道路計画案の概算事業費をご説明いたします。

下の写真をご覧ください。工区別事業費を載せています。黄色で示した全体事業費は 216.5 億円、その下の右から比島工区が 63.3 億円、区画整理工区が 31.3 億円、はりまや工区が 121.9 億円であり、うち整備済み区間は 83.2 億円、工事中断区間は 38.7 億円です。ただし、この工事中断区間は概算費用で算出しています。

上の表をご覧ください。現在の計画、第 0 案では、平成 17 年度の概略設計時の事業費は 25.8 億円ですが、これは全体の事業費から平成 28 年度までに執行した費用を単純に差し引きしたものです。今回、概略設計を元に現在の単価に置き換えて積み上げ、さらに栈橋の杭本数の見直しや、不測の事態に対する予備費を 20% 加算するなどの見直しを行ったところ、事業費は 38.4 億円となります。

次に、新たな道路計画案の第 1 案で算出すると、第 0 案に比べ道路幅の縮小により栈橋面積が減少しますが、環境や史跡復元の追加、予備費 20% の加算により、38.7 億円となります。

また、第 2 案で算出すると、第 0 案に比べ、道路幅の縮小や歩道の削除により栈橋面積が減少しますが、第 1 案と同じく環境や史跡復元の追加、予備費の加算により、35.8 億円となります。

8 / 32 ページをお願いします。

ここでは、費用便益分析について説明します。

費用対効果、俗にいう B / C は、はりまや町一宮線のような、街路の継続事業には適用されませんが、参考までに、道路事業の一般的な手法を用いて試算を行いました。

この一般的な手法とは、道路整備に伴う効果、つまり便益が、道路の築造や維持するための費用を上回れば、その道路整備の妥当性があるとされているものです。

ここで費用 C とは、測量試験費や用地補償費、工事費など道路を作る費用に加え、完成後の維持管理費 50 年分を足したものを言います。

また、便益 B は、走行時間が短縮することで、人や車両、貨物に生まれる金銭的価値を「走行時間短縮便益」、走行経費が減少することで、燃料費やオイル・タイヤ費、整備費・車両償却

費に生まれる金銭的価値を「走行経費減少便益」、交通事故が減少することで、人的損失額や物的損失額、事業主体の損失額、公共交通のダイヤの乱れによる損失額が減ることによる金銭的価値を「交通事故減少便益」といいます。この3つの合計が便益Bとなります。これを通称、道路3便益と言います。

9/32 ページをお願いします。

はりまや町一宮線における費用便益分析結果をお示ししています。

右上の写真をご覧ください。ここで事業全体区間とは黄色で示す電車通りから産業道路までを言い、残事業区間とは赤色で示す工事中断区間を言います。

今回、この事業全体区間と残事業区間のそれぞれに対して試算しています。

左中ほどの表をご覧ください。ここでは第1案を元に試算しております。

費用Cについては、先程の事業費に維持管理費を加え、現在価値に換算すると、事業全体区間は325億円、残事業区間は34.4億円となります。なお、カッコ内は道路整備のみの値を示してございます。

便益Bについては、道路3便益をそれぞれ現在価値に換算した合計が、事業全体区間は405.4億円、残事業区間は47.9億円となります。

この結果を下の表に表しています。

事業全体区間、残事業区間のそれぞれについて、道路整備費用のみの場合と、道路整備費用に環境や史跡の復元、電線地中化の費用を含めた総費用の場合の、いずれにおいても道路整備による効果、つまり便益Bが費用Cを上回っています。

10/32 ページをお願いします。

新たな道路計画案では、先ほどの道路3便益以外にも期待される整備効果がございますので、参考までに紹介させていただきます。

干潟を再生することや、電線を地中化することによる効果として、金銭的価値があるとされた事例が紹介されています。

このほか、走行快適性や沿道環境の改善、災害時の緊急輸送機能など、道路3便益以外にも、様々な効果が見込まれます。

11/32 ページをお願いします。

次に、希少動植物に対する主な意見をまとめています。

委員からは、「横堀公園を削る案に対して、今の自然を削ってまで人工の干潟を造らないといけないのか」、「横堀公園前や駐車場撤去部における干潟の創出は共存できる手法として有意義であり、評価できる」、「現状の干潟の粒度が粗い理由は勾配のキツさにある、干潟の勾配はメインの生息地などを参考にする必要はある」、などの意見をいただきました。

パブリックコメントでは、「自然環境を壊さず整備できたら素晴らしいが、現実には毎日大渋滞が発生している」、「希少動植物の生息・生育環境に配慮され、工区ごとの環境創出の整備計画もまとまっている」、「人工的に造った干潟は不適切」、といった意見がございました。

また、意見の中に、『条例に基づき新堀川界限を「野生動植物保護区」として指定し、希少野生動植物保護専門委員、希少動植物保護推進委員、希少野生動植物保護推進団体を配備すること』といただきましたので、参考配布として「高知県自然環境保全条例」、「高知県自然環境保全基本方針」、「高知県希少野生動植物保護条例」を添付しています。

12/32 ページをお願いいたします。

ここでは、新たな干潟の維持について、洪水時や潮の満ち引きによる影響を検証するため、過去10か年の最大日雨量と新堀川の干潟の形状を確認しました。

新堀川は上流が江ノ口川、下流は堀川を經由して鏡川と通じており、上下流端のいずれも水門を操作することで流量が制御されています。

江ノ口川の流域は大半が下水道により雨水を処理しており、江ノ口川には、降雨時に青色で着色した下水道未整備地域からの雨水が流入しています。

左の表は過去 10 年における各年の最大日雨量及び最大時間雨量を示しています。

平成 26 年は久万川の増水により万々地区で大きな浸水被害を受けており、過去 10 か年で最も大きな出水となった年です。

右の図をご覧ください。

青色で示す 3 か所の干潟について、10 年間における状況写真を次のページに示しています。

13/32 ページをお願いします。

10 年間における代表的な年のいずれにおいても、3 か所の干潟の形状に大きな変化は確認されていません。これにより、過去 10 か年に出水や日々の潮の満ち引きを受けても、干潟は流出していないことがわかります。

14/32 ページをお願いします。

ここでは、干潟の勾配について検討を行いました。

新堀川の干潟は概ね 1 : 3 ~ 1 : 5 の勾配であるのに対し、シオマネキが千個体以上生息する、主要な生息地の干潟は平均 1 : 7 となっており、さらに約 8 割が水平 ~ 1 : 6 の勾配でした。

このことから、干潟を構成する底質が泥分を維持できる条件の一つとして干潟の勾配が関係すると考えられます。

15/32 ページをお願いします。

先程の検討を踏まえ、干潟の勾配について見直しを行いました。

下の図をご覧ください。

干潟を復元、創出する勾配は 1 : 5 ~ 1 : 7 に見直し、干潟の先にはフィックスポイントを設置し、護岸法尻付近には葦を植栽するなど、泥分の流出防止とともに、溜まりやすい環境を創出しています。

16/32 ページをお願いします。

今の自然を削ってまで人工の干潟を造らないといけないのかという意見をいただきましたので、横堀公園への影響についてご説明します。

左の写真には横堀公園への影響範囲を黄色い破線で示しています。干潟創出により新堀川沿いの雑木類や園路の一部が影響を受けることとなります。

横堀公園の現状は、樹木が生い茂っており、防犯上の問題も指摘されています。

樹木の移植や再配置などで、新堀川を望む空間が創出され、防犯上の問題も解決することが考えられます。

17/32 ページをお願いします。

ここでは、干潟創出による支障木の種類について説明しています。

支障木のうち新堀川護岸沿いの雑木を除くと 4 種類の樹木があり、基本的に移植が可能です。雑木は伐採することとし、大きな樹木については公園内へ移植することを考えています。

18/32 ページをお願いします。

ここでは、高橋委員から提案のありました、モニタリングに子供たちを含めてできたらとの

ご意見に対し、内容を検討いたしました。

新堀川には希少動植物のほか、多様な種が生息・生育していることから、これらの生態学的特徴を示した「説明板」の設置を提案いたします。

また、工事に伴う新堀川の水生生物への影響や干潟造成等の効果の観測・検証にあたり、小学生をはじめとする地域の皆さまに協力いただき環境学習を兼ねたモニタリングを提案いたします。

19/32 ページをお願いします。

先程の提案内容の具体例をお示ししています。

情報板については、歩道や横堀公園に、右の写真に例示しているような板の設置を提案します。

環境学習は、例えば、コアマモの移植作業をはりまや橋小学校の児童と一緒に実施するなど、教育の一環としても活用していただくことを考えています。

20/32 ページをお願いいたします。

次に、歴史・文化に対する主な意見をまとめています。

委員からは、「東側市道の活用は周辺の住民に意見を聞くべき」、「石畳は歩道として支障があるのでは」などとの意見がございました。

パブリックコメントでは、「必要最小限の修復工事に留めるべき」、「掘割の地形が損傷を受け、地域文化財・実物史料としての価値や、城下町風情や掘割運河の風情が消失」、などの意見がございました。

21/32 ページをお願いします。

東側市道の活用について、周辺の住民への意見の聞き取り結果や現地確認の結果をご説明します。

東側市道に隣接して立地するマンションにおいて、2階以上の部屋からの出入りは、この市道のみ限定されています。また、ガスボンベもこの市道から搬出入している実態を踏まえ、事業としてこの市道から車両の進入を排除することはできないものの、この市道を歴史的な道として整備することは可能と考えています。

22/32 ページをお願いします。

江戸時代の新堀川界限について絵巻を参考とさせていただき、東側市道の整備について検討いたしました。

路面は当初石畳を提案しましたが、雨天時の歩行者の安全性等を考慮し、土の色を再現した脱色アスファルト舗装に変更することを提案いたします。

23/32 ページをお願いいたします。

東側市道の新堀川に植栽する樹木の種類について検討いたしました。

平成13年のワークショップで選定されたハマボウに加え、桜や松、柳などを選択肢としています。この選定については、この協議会の中でご意見をいただきたいと考えています。

また、東側市道の整備については、下のイメージ図にありますとおり、新堀川沿いに植樹をするとともに、転落防止柵やベンチ、案内板などの設置を提案いたします。

24/32 ページをお願いします。

石積み護岸の再生、復元について説明します。

現状の石積みについて歴史専門家の考察を紹介させていただきます。

石積みの施工時期は不明です。横堀公園前はまとまった区間で亀甲積みの切り込みはぎにより施工されておりますが、その他の区間は外観、使用されている石材共に統一性がなく、急遽施工されたのではないかと考えられるとのことです。

また、築造当初の石積みは、公園前に一部ある野面積みのような積み方であったのではないかと推測されるとのことです。

25／32 ページをお願いします。

ここでは石の積み方による分類を示しています。

元々は自然石をそのまま積み上げる野面積みという手法が使われており、時代の変化に伴い積み方も工夫されています。

26／32 ページをお願いします。

石積みの復旧、復元方法について、歴史専門家の意見を紹介させていただきます。

亀甲積みで整備された公園前について、今回取り壊すのであれば、新たに復元する駐車場撤去部を含め、古くから用いられた野面積みにより整備することが望ましいとのことです。

なお、堀であることから、水による吸い出しを受ける恐れがあるため、間詰めにコンクリートを使用した練石積みとすることはやむを得ないとのことです。

工事再開となった場合は、野面積みを中心とした再生、復元に向けた調査、設計を行い、専門家の意見を仰ぎながら、新堀築造当初を想像させるような整備を考えています。

27／32 ページをお願いします。

新市橋の復旧については、絵巻による江戸時代の橋を参考に、橋梁設計において景観復元の検討を考えています。

新堀川の堀幅がわからなくなるとのご意見については、例えば、新堀川の川幅がわかるよう路面へマーキングを行うことや、現状の写真を案内板で紹介するなど、現在の状況が後世に伝わるよう検討していきたいと考えています。

28／32 ページをお願いします。

次に、まちづくりに関するご意見をとりまとめています。

委員からは、「まちの真ん中に海水の川があることで観光客が集まってくる。住民の憩いの場になり水辺は安らぎを与える。車だけの議論より他の効果がいくつも出てくるのではないか」などのご意見をいただいています。

パブリックコメントでは、「かるぼーと西隣には観光バスターミナルがあり、道路が完成すれば大型バスの乗り入れもスムーズになり近隣の商店街も賑わう」、「将来を見越したまちづくりの考え方として、道路拡張は中止すべき」などの意見をいただいています。

29／32 ページをお願いします。

ここでは、新たなまち歩きルートを提案させていただいております。

近傍にある「高知よさこい情報交流館」で配布されているまち歩きマップに、先ほど説明した東側市道の整備や新市橋の整備を紹介していただくことで観光客の誘導を目指します。

30／32 ページをお願いします。

高知市が行っている、龍馬の生まれたまち歩き「土佐っ歩」において、先程の東側市道や新市橋をルートに組み込んでいただき、新堀川界限に観光客の誘導を図ります。

31／32 ページをお願いいたします。

最後に、その他のご意見がありましたので紹介させていただきます。

委員からは「南海トラフ地震時の長期浸水や地盤が沈むことなどに対する観点がない」とのご意見をいただいております。

パブリックコメントでは、「大規模災害時の避難路や救援・復興の道路として重要不可欠である」、「避難路、また復旧に際しても広い道路が必要」、「道路に使うお金を地震・津波・台風等の防災・減災対策に使ってほしい」などの意見がありました。

32/32 ページをお願いいたします。

地震時におけるはりまや町一宮線の役割をご説明いたします。

はりまや工区における地震・津波の最大予測は、最大津波浸水深が1～2m、最短津波到達時間が40分～60分、長期浸水深は最大クラスの地震で0m～2m、発生頻度の高い一定程度の地震では0m～1mとなっています。

このため、津波からの避難経路としてははりまや工区の利用が考えられます。

路線周辺には収容避難場所を兼ねる指定津波避難ビルが近接しており、北街地区周辺の収容避難場所ははりまや橋小学校とかるぼ一との2箇所のみです。

このため、多くの避難者がはりまや町一宮線を利用することが想定されます。

阪神・淡路大震災では、幅員12m以上の道路は車両の通行がほぼ可能であり、幅員が広い道路は迅速な避難活動に寄与します。

また、復旧・復興のための道路としての利用が考えられます。

浸水解消後、道路上に流された家屋やがれきの堆積が考えられますが、道路が4車線あれば、幅員の半分をがれきの仮置きスペースとして活用することで、早期の道路解放につながります。

はりまや工区は、起終点が早期に交通解放が必要となる緊急輸送道路に接続していることから、物資の早期輸送のために重要な道路となります。

また、長期化する避難生活による生活ゴミの集積場所等に、はりまや橋小学校のグラウンドが活用された場合にも、搬出入に利用される可能性もあります。

このように、はりまや町一宮線は地震時においても重要な役割を担っている道路であると考えられます。

以上で資料6「第2回協議会での委員及び第2回パブリックコメントにおける意見に対する検討」の説明を終わります。

那須会長：

ありがとうございました。

それではパブリックコメント第2回、それから前回協議会の委員の意見を踏まえた、検討を一つずつしていただいた結果を報告していただきましたけれども、これについてご意見、あるいはご質問をいただきたいと思っております。

今の説明があった中で、一点だけ、植栽ですね、これについては何かご意見をいただきたいというコメントもございましたが、それ以外はこうやってやっていきたいというような案でございますので、それを聞いてご意見をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

田中委員：

あの、2-3 資料6の4/32 ページですけど。

現状交通量及び将来の推計交通量。

那須会長：
4／32 ページ。

田中委員：
そうです。4／32 です、資料6の。

那須会長：
はい。

田中委員：
はい。あの、これちょっと事務局の方に伺いたいのですが、真ん中の上の方に、一番上ですよ、道路の車線数は、1日あたりの交通量により定められており、日交通量が9,600台、まあこれ12,000かける0.8ということらしいですけど、9,600を超えると4車線が必要って書いてあるんですけど、これ必要ってというのは、どういう意味なんですか。これ、あの新堀川の道路だけに限ってのことなんですか。それとも一般論であるんですか。それと必要ってというのは、造った方がいいよ、くらいの話なんですか。これ。

那須会長：
事務局、いかがでしょうか。

事務局：
はい、この記述につきましては、道路構造令というですね、日本共通のルールがございます。その中でも都市部とか地方部とかですね、それぞれの状況に合わせた基準が定められておりまして、今回の場合ですと9,600台を超えると、2車線ではなくて4車線が必要というのが構造令上の記載となっております。

田中委員：
ということは、一般論ということによろしいですね。

事務局：
一般論です。
はりまや町一宮線に限らず、どこの高知県内の街中の道路でしたら同じような基準を使って考えていく内容でございます。

田中委員：
あと、これっていつまでにやらないかんって載せてあるんですか。

事務局：
そうですね。当然、優先順位と言いますか、選択と集中と言いますか、そういったものを考慮した上でですね、危険度と言いますか、そういったことを総合的に考えて早急の整備を望まれていると考えています。

田中委員：
と申しますのは、この12,000台、県道の2車線で12,000台を超えている所は高知市で探してみたら、全部で8箇所あります。一番多いのは弘瀬高知線。円行寺口、JRのですね、あれの

北側の万々の通りなんですけど、29,690台24時間、これ27年の国交省の発表なんですけれども、約これの3倍ですよ、今の新堀道路の。それは、危険が無いと判断されてるからこうやって放置されてあるんですか。他にも、全部で8箇所あります。12,000台以上を超えている所が。その辺に関してはいかがでしょうか。

事務局：

はい、他にもそういった路線があるかもわかりませんが、はりまや町一宮線の場合は、高知駅周辺都市整備の中で、鉄道高架であり、区画整理であり、そういったまちづくりの中で、唯一南北の幹線道路として期待されている道路でございます。

田中委員：

いや、あの、私が質問したのは、例えば30,000台くらい走っている所は放置しておいて、どうしてこっちだけを優先するのかっていうことなんです。

那須会長：

今のどこですか。

田中委員：

県道の270号です。弘瀬高知線って言いまして、いわゆる、俗に言う円行寺街道です。万々から円行寺を通過して、土佐山に抜ける道です。上町2丁目から。で、上町2丁目から、えっとどこまでだ、あれ、新屋敷のところまでは4車線ですけどね、確か。その向こうはずっと2車線で、国がですね交通量調査を5年に一度やっていますよね、その27年の発表で、円行寺口っていう駅があるんですよ、円行寺口北、円行寺口か、という駅がありまして、その北方で計っているんですよ、29,690台っていうの。

他にも北環状線でも18,764台計っています。

で、あの、ここ、新堀川の道路はせいぜい、いって17,000台でしょ、ということになりますよね、17,300台。それをはるかに超えた道路が放置されてて、どうしてここをそんなに急いで焦ってやるのかなって私は思います。ただ、放置してるんだったらここだって放置してたっていいんじゃないかと、そういうふうには私は思います。それで事務局の方お願いします。

那須会長：

いや、あの、よくわかりませんが、高知県さんの方で、順番に出来るところをやってるんだと思いますし、多分この日交通量の、この容量の話ですよ。これを超えると、道路の種別とか場所によるけれども、それを超えると渋滞が発生するので、整備した方がいいという数字だと私も記憶していますが。ですから、これを超えるとところは整備の対象になる、ただしどこをやるかっていうのは、その時々その地の地元の人達の要望であったり、あるいは高知市全体の都市計画の中で体系的にやっていく、ということなんでしょうから。優先順位とか順番についてはそれぞれの事情があるので、ここで議論すべきかどうかというのは私はよくわかりませんが、いかがでしょうか。

田中委員：

私ですか。

那須会長：

いや、事務局の方。

事務局：

はい、繰り返しとなりますけれども、はりまや町一宮線というのは、はりまや橋小学校の北まで4車線で完成しております。あと、残り283mということですので、そういった意味でいきますと、優先順位は高まっていくのではないかと考えています。

那須会長：

あの、多分ですね、それぞれ渋滞していた所はたくさんあると思うんですが、それぞれ事情で出来たり出来なかったり、あるいは必要があっても手がつけられないって所もあると思います。ですから、一つ一つここで議論していくのは協議会の役割ではないので、是非この道路に対する意見ですか、議論してもらえたらありがたいなと思います。

高橋委員：

あの、設置要綱の中でもですね、この協議会は1条と2条でどんな内容を協議するかっていうのが最初に決まっているわけですね。で、それに対して、委員として出ている以上、要綱を大きく外れる議論っていうのはあまり良くないんじゃないかと思えますけど。

田中委員：

はい、わかりました。

那須会長：

他に意見ございますでしょうか。ご意見あれば、お願いします。
特に、環境のところがありましたら、どうぞ。

酒井委員：

カニの仲間で、シオマネキというのが問題となっておりますけど、たしかに珍しいカニであることは間違いありませんけれど、ハクセンシオマネキというのが最近非常に増えているんですよ。ハクセンシオマネキというのは非常に活発で、目につきやすいんですけど、これはあの、専門的になるんですけど、海水の影響の大きいところ、だから河口でも、下流の方かなり生息し始めていると思います。で、このシオマネキよりもハクセンシオマネキの方が目につきますし、これは一つ注目すべき課題ではないかなと思います。

私が住んでいる吉野川の河口ですね、両方あります。シオマネキがいますし、ハクセンシオマネキもいます。というのは、かなり潮が上の方まで上がってきますので、それにつれてハクセンシオマネキが増えてきます。

そういうことで、ハクセンシオマネキというのがこの課題に入っていないんですけど、このハクセンシオマネキというものもひとつ注目されたらどうかな、と思います。

那須会長：

ありがとうございます。ハクセンシオマネキ、

田中委員：

あの、いいですか。

那須会長：

はい。

田中委員：

あの、実はですね、ハクセンシオマネキ、平成13年に県が調査してますよね、1回、今から16年前ですけど。その時にですね、4個体が、ハクセンシオマネキ、春の調査で4個体出ているんですよ。

酒井委員：
どこで。

田中委員：
え。

酒井委員：
どこで。

田中委員：
新堀川のですね、これどこになるのかな。えっと春の調査で、えっと。

那須会長：
えっと、それ、高知県さんの方に答えてもらった方が正確じゃないですか。大丈夫ですか？

田中委員：
はい、えっと、とにかく出てるんですよ。これ高知県が出した調査です。生態系の新堀川調査アンケート、そのときに出ています。その後出ないんですよ、全然。その辺もなんかおかしいなって。ついでに言いますけど、春の調査でアユも出ますよ、13年の調査で。

それで、あの、アカメは2個体しか出てないけど、去年は自分たちがやっている観察会で33個体出てるんですよ。あの、例えばアミメカワヨウジ、かなり珍しいんですよ、アミメカワヨウジ。あれもね、2005年の調査で出ますよ。

で、何が言いたいかって言ったら、新堀川でもういっぺんちゃんとした、16年前の調査でね、されてるんじゃないかと、もういっぺんちゃんとしたですね、調査をですね、春夏やった方がいいんじゃないかと私は思ってるんです。で、その陳情をですね、去年6月にやったんですけど、全然なしのつぶてなんですよ、ええ。この中にありますよね、モニタリングするっていう、したらどうだって案が。それだったら、やっぱり現状が何がどうなってるかっていうのをわかってないと、後の話が出来ないんじゃないかと思うんですよ。

以上です。とにかく、1回ちゃんとしたですね、県の調査をしてほしいってことです。

那須会長：
酒井委員いかがでしょう。

酒井委員：
先程も申し上げましたけれど、ハクセンシオマネキというのは潮流、潮の影響が大きいんです。だから潮が流れ込んでくる所にはかなり増えます。それに対してシオマネキの方は、泥のところですね、そこにはかなり多い。ですから、川の上流の方にはかなりシオマネキが多いですね。新堀川と比べてかなり多いです。だから場所によってずいぶん生息する生物が違ってきますので、もし出来ればですね、もう少し詳しい生態調査なんかも必要なんじゃないかなと思っております。

那須会長：

はい、いかがでしょう。

事務局：

はい、このはりまや町一宮線はりまや工区の事業当初、つまり平成12年に事業認可となりスタートしておりますが、その翌年度から当時の新堀川の生態系検討委員会の委員の皆さまからですね、色んな貴重なご意見をいただきましてそれを反映して整備を進めています。その中で、当時絶滅危惧種に、自然環境の代表種としてシオマネキとコアマモに注目をいたしまして、それを保護する形ですね、今まで事業を進めてきております。

今後につきましては、また、我々土木部だけではなくてですね、環境部の方とも連携をしながら、こういったやり方がいいのかというのを探っていきたいと思っています。

那須会長：

はい、ありがとうございます。

他に何か。

田中委員：

もう一ついいですか。せっかく酒井先生おられるので。

あの、シオマネキですけど、あの西側、新堀橋のあその西側にいるんですよね。なぜあそここの西側に多く生息している？横堀公園側にね、ほとんどいないのに。

酒井委員：

それはね、私にはわかりません。カニに聞いて下さい。

田中委員：

いや、西側がね、なくなりますのでね。

人工干潟を東側に造るって大丈夫なんですか。人工干潟なんて出来るんですかね、本当に。

酒井委員：

ああ、出来ますよ。

あの、新堀川の河口の所に造りましたよね、県でね。あの人工干潟を造りましたよ。そこにいますよ、シオマネキが。

田中委員：

新堀川の河口に人工干潟を造った？

事務局：

浦戸湾です。

酒井委員：

ああ、浦戸湾のところね。浦戸湾になるんですけど、あそこに干潟を、泥を盛りましたよ。そしたらそこにシオマネキがちゃんと、

田中委員：

栈橋のあの、

酒井委員：

下

田中委員：

右岸部

酒井委員：

その下です。あの、工場の、

田中委員：

ああ、はい、南高校のある、

酒井委員：

裏側ですね。

田中委員：

ええ、ええ。

酒井委員：

あそこにシオマネキいますよ。しかも葦もかなり多いし、シオマネキも多いですよ。

田中委員：

知っています。

酒井委員：

行ってみてください。

那須会長：

ありがとうございます。

田中委員：

やっぱりそうなんだ、県が造られたんだ。

酒井委員：

造ったんですよ、県が。

那須会長：

ありがとうございます。

他いかがでしょうか。

この、高知県の方で考えていただいた、パブコメそれから、委員の意見を踏まえた 32 ページに渡ってご説明いただきましたけれども。

田中委員：

あの、私、間違いじゃないかっていうのがあるんですけども、資料で。資料 6 の 30/32、新たなまち歩きルート の提案。

那須会長：

はい、どこでしょうか。

酒井委員：

36？

那須会長：

30／32

田中委員：

岡本寧浦とは、という囲み記事があるじゃないですか、真ん中あたりに。囲みで。

那須会長：

はい。

田中委員：

そこにあの、その門下には、岩崎弥太郎や中江兆民、清岡道之助って書いてあるんですけど、中江兆民って弟子じゃないですよ。孫弟子になるんですよ。孫弟子。

岡本寧浦とはというのがあつたでしょ、囲みで。その右、文章の中にね、その門下には、岩崎弥太郎や中江兆民、清岡道之助、河田小龍などって書いてあるじゃないですか。中江兆民って門下生じゃないんですよ、孫弟子なんですよ。弟子の弟子です。

那須会長：

そうですか。

田中委員：

ええ、なのでこれ間違いです。

それとあと一番下の所に、寧浦は吉田東洋や武市瑞山といった要人との交流があつたって所なんですけど、瑞山は弟子なんですよ。寧浦の。

那須会長：

はい。

酒井委員：

データはあるんですか。

田中委員：

あります。

広谷喜十郎さん、前の土佐史談会の会長だった、彼がですね、高知市のあかるいまちの2009年8月号の中で書いています。

那須会長：

あの、間違いだったら直してください。

田中委員：

いや、間違いだったら直してくださいじゃなくて、間違えたやつを出されても困るんですよ。

那須会長：

いやいや、協議会の資料の差し替えも含めて、正確に。もし間違ってたらですよ。

田中委員：

それともう1つついでにその下、堀でその住家が区分されていたことを紹介って書いてますよね、堀で、その住家が区分けされていたことをご紹介って。これ新堀の堀とは別の堀でしょう。あの、大丸の横っちょに堀があったんですけどね、使者屋橋とか土橋とかそっちの堀の方の話なので、ねえ、

事務局：

そうですね。

那須会長：

ちょっとこの辺の資料はもうちょっと精度をあげて下さい。

事務局：

はい、わかりました。

田中委員：

明らかな間違いでしょう。内容までおかしくなる。こんな間違いしてたら。素人でも知ってたから。

事務局：

内容を確認した上でですね、この資料を公表する前において、もう一度内容を精査して正確なものをお出しします。

那須会長：

はい、よろしくをお願いします。

他にいかがでしょうか。他にご意見はございませんでしょうか。

はいどうぞ。

大野委員：

先程から田中委員さんの発言を聞いていますと自然をそのままの方が良いことが、前提だと話されているようにとれます。人工的に新たな物を造った方が、かえって、良くなる場合や、または新しい自然を生むっていうことも、考えの中に入れてほしいですね。

私は四万十川の再生に少し関係してまして、ワンドをいくつか造って、コアマモの再生や動物などの生物がどう増えたかという調査に関わってきました。まったく砂地の陸地の所を掘って、新しい水面を作って、そこでコアマモを移植すると着生し、動物が100種類以上みられました。

ということで、人工の干潟に本当に生物が増えるんですかと、さっき発言されましたけれども、人工干潟は十分に天然の干潟に劣らず、十分に生物が増えてるということが、他の所でいくつか証明されています。人工的な物を造ると、何か悪い物が出来たんじゃないかというそういう概念がちょっと行き過ぎではないかと思います。人工的な干潟を造ったり、人工的な環境を造っても、それは十分に、自然を、天然に100年、200年前の状態に回復すると、そういう

基本的な概念に、少し変えていただいた方がいいと思います。

田中委員：

私が質問したのは、人工干潟が出来るのかって聞いたんですよ。大野委員がされたのは出来てからの話なんでしょう？出来てね、いろんな生物が増えるかもしれないけど。

大野委員：

人工干潟としては、十分によその天然の干潟に変わらない状態になることもあります。ならないかもしれませんがね。だから、必ずしも人工そのものが悪いという概念は変えておいた方が良くないかなってという助言です。

那須会長：

はい、他に意見はございませんでしょうか。

もしなければですね、次に資料7に行きまして、協議会における検討経過について、最後までまとめてご説明していただきたいと思います。

事務局（議事3；資料7）：

はい、続きまして、資料7をお手元にご用意ください。

協議会における検討経過をご説明させていただきます。今までの検討結果について、項目を「交通の状況」「希少動植物」「歴史・文化」「まちづくり」の4つに分類し、整理を行いました。

まず、「第1回まちづくり協議会」および「第1回パブリックコメント」では、多くの意見をいただきました。

「交通の状況」では、「通学路の安全を第一に」、「人も車も減るので整備の必要なし」、などの意見をいただきました。

「希少動植物」では、「都市部の中心にある貴重な自然環境を破壊するな」、「シオマネキの生息と道路拡張の両方ができたらいい」などのご意見をいただきました。

「歴史・文化」においては、「城下町としての遺産を破壊する行為は慎むべき」、「4車線を2車線にしたり、高架にしたりして堀を残してはどうか」などの意見をいただきました。

「まちづくり」では、「今のままの自然を観光資源として活用すべき」、「環境、安全、文化をどう両立させるか知恵を絞るべき」、などのご意見をいただきました。

これらのご意見を踏まえ、第2回協議会では新たな道路計画を提案させていただきました。

「交通の状況」では、現状の交通量および人口減少を考慮した平成42年将来交通量においても4車線が必要であることを説明させていただきました。

「希少動植物」では、「道路を西側へ寄せ、川面の面積をできる限り確保」、「歩行者や車両が安全に通行できる範囲で道路幅を縮小」、「駐車場撤去部に干潟と川面を創出」、「横堀公園を切り込み干潟と川面を創出」、「高知県環境共生課がオブザーバーとして参加」などを提案させていただきました。

「歴史・文化」では、「石積はできる限り保存し、江戸時代等の積み方で復元」、「東側市道を歴史的な風情ある道として整備」、「新市橋は歴史的情緒あるような橋に架け替え」、「歴史専門家へのヒアリング」などを提案させていただきました。

「まちづくり」では、「供用区間の幅広歩道を憩いの場として整備」、「周辺の歴史を集約した情報発信板の設置」、「土佐っ歩の活用」などを提案させていただきました。

この提案内容に対して「第2回まちづくり協議会」および「第2回パブリックコメント」で

は、第1回よりもさらに多くの意見をいただきました。

「交通の状況」では、「地元の意見を聞き、隣接住民や子供が安心して通れる道路整備を」、「交通量は減少しており、今後25億円もかける価値はない」、などの意見をいただきました。

「希少動植物」では、「自然再生の取り組みとして子供たちと一緒にモニタリングを実施すれば楽しい」、「人工干潟や藻場が生息地になる保証はなく、増水時の水流の検討が必要」などの意見をいただきました。

「歴史・文化」では、「石積を復旧し歴史の道が整備されることを期待する」、「幕末の頃より引き継がれた城下町や掘割の風情が消失する」、などの意見をいただきました。

「まちづくり」では、「歩道整備は土佐っ歩のまち歩きに活用できる」、「利便性やスピード感にまちづくりの魅力を求める時代は終わった」などの意見をいただきました。

これらのご意見を踏まえ、先程検討結果を説明させていただきました。

「交通の状況」では、「交通量の詳細と混雑度の提示」、「概算工事費の提示」、「費用対効果の算出」などを説明させていただきました。

「希少動植物」では、「シオマネキの主要な生息地の干潟の勾配を採用」、「小学校と連携したモニタリングや環境学習の提案」、「希少動植物の生態学的な特徴を解説した説明板の設置」などを提案させていただきました。

「歴史・文化」では、「江戸期の石垣の再生」、「新堀川の現状を写真と解説の説明板として保存」、「堀の幅を写真やマーカーで保存」、「横堀公園のリニューアル」などを提案させていただきました。

「まちづくり」では、「土佐っ歩のルートへ新堀川を組み込み」などを提案させていただきました。

これらの検討経過を踏まえ、協議会で議論した結果を現時点でまとめさせていただくと、「交通の状況」では、「現況交通量および将来交通量に対応できる4車線道路の整備により交通を円滑化」、「車両、自転車・歩行者の安全性を確保したうえで線形を西側へ寄せて道路幅を縮小」、「道路幅の縮小により道路にかかる事業費を削減した結果、整備による効果が費用を上回る」などが挙げられます。

「希少動植物」では、「道路の拡幅により希少種の生息・生育地が一部消失」、「道路幅の縮小と横堀公園の水域化により新たな干潟や水面を創出し希少種の保全を図る」、「希少種の保全について小学校の環境学習と連携したモニタリングの実施を提案」などが挙げられます。

「歴史・文化」では、「道路の拡幅により公園前の石垣が見えなくなるなど、城下町の風情が消失」、「石垣はできる限り残すとともに新堀築造当初を想像させるような整備を行うことを提案」、「新市橋は、昔の堀の風情を再生するよう整備を行うことを提案」、「歴史、文化の案内板を設置することを提案」、「現在の新堀川の様子を写真記録板等で説明することを提案」などが挙げられます。

「まちづくり」では、「新たに歴史の道を整備することを提案」、「リニューアルされる横堀公園との連携を提案」、「各種観光地図や土佐っ歩で新たなまち歩きルートを案内し観光客の誘導を図ることを提案」などが挙げられます。

以上で資料7の説明を終わります。

那須会長：

はい。ありがとうございます。それでは今ご説明いただきましたとおり、資料7にこれまでの協議・検討の経緯を整理させていただきました。ここにありますが、こういう形で、これで見ると赤が対応策で、青が元の案ですね、マイナスの部分ということだと見受けましますが、それをこう改善したということで、この右端の赤で囲ったところで、こういうふうにするんですけれどもいかがでしょうかということを提案されていると思います。

先程の資料6の内容はそのベースとなる一つ一つの細かいですね、高知県としてのですね、前回の案に対してさらに改善するための提案、というふうに思いますが、全体についてですね、ご意見をいただければと思います。

時間が限られてきていますので、今日はあの、ご意見、発言機会のなかった委員も含めて是非皆さんからご意見をいただきたいと思っておりますけれども、できたら副会長の方から順番にいただきたいと思うんですけれども、いいですか？

小原委員：

町内会は賛成です。賛成か反対かでしょうか？

坂下委員：

あのですね。私ども新堀小学校を中心としたはりまや町の、そこに北街連合会、会長が橋田さん、私が副会長です。そのメンバーであの近辺の町内会長の26名おります。99%が賛成なんですからね、地元が。

今日小学校に教頭先生と話をしましたが、今生徒数が全校生徒398人です。前回、今田委員がこの近辺にマンションがまあ、多々できていると。また今、京町の第10ホームランの跡にまたマンションができています。人口自体は、うちのはりまや町は人口は年々増えているんです。生徒数も来年も1年生の入学者が今年よりもまた来年は多いそうです。

他は人口が減りようとか交通量が少ないとか言いますが、うちの場合は人口も増えて、交通量も多いです。ぜひ肅々と前へ進めて、ぜひ道路を早く拡張してください。以上です。

那須会長：

ありがとうございました。他に。

西岡委員：

はい。これ見よつたら、第3回協議会の内容を書いていますわね。まだ3回が終わってないですよ。今やっていますわね。

那須会長：

そうですね。

西岡委員：

こう、済んでからこれができりゃあやけど、今やりゆうに、はやからもうこういう感じで、結果というか検討する余地はないみたいに書くのはちょっといかがなものかと思っておりますがね。

那須会長

これは提案という意味で書いているんですかね。

事務局：

はい。

西岡委員：

検討結果って書いてますわね。今検討中やないかね。

事務局：

そうではなくて、第2回の協議会で新たな道路計画案を提案させていただいて、それについてパブコメ、それから委員の皆さんの意見をいただいて、その事務局の検討結果を協議会で

お示しした、とそういう意味です。これは。

西岡委員：

これ見たら結果がここに出ていますよね。そういうふうを書いてない。協議会まだしゅうのにここに書いてますよね。それおかしくないですか。

那須会長：

これはあれですよね。第2回までの経緯は、意見とかパブコメをいただいた結果を、県で検討した経過を示しているというふうに見えたんですが、違いますかね。

西岡委員：

そうやったら「県が」って書かないかんですわね。協議会の結果を書いていますよね、3回目の下には。県がここに書くのは、それはそれでかまんですけどね。

那須会長：

多分こういうことだと思うんですが、2回の協議会で検討してもらった物を受け取って、2回のパブコメの意見を受け取って、それぞれこうやって検討しましたということだと思うんですが。

西岡委員：

真っ最中やないです？まだ真っ最中ですよ、協議会の3回目の。なぜこうやって書けるんです？これ普通の人が見たらそう思いますわね。

那須会長：

誤解を受けるようでしたら、

西岡委員：

誤解というと、これ見たらおかしい。県がこういう意向があるって書くのは構わんです。

事務局：

あのすいません。第3回協議会の下に列記しているのはですね、先程説明しました資料6で提案したことを列記しているだけでございます。

西岡委員：

そうやったらそうちゃんと入れちゃってください。

那須会長：

意見への検討結果ということですね。

他に意見はございますか。はい。

高橋委員：

細かい所であれですけど、まとめの一番下、まちづくりのところで、リニューアルされる横堀公園との連携を提案ということが書かれていますが、今回の資料からは、この連携の提案とまでは言えるものは出てないかと思います。一般の方が見られてそれがイメージできている資料にはまとまっていないかと思いますので、資料の方をもう少しつめていただきたいと思います。

事務局：

はい。委員のおっしゃるとおり、ちょっと先走った感がございますが、11月の中旬にですね、高知市さんの方が第二期中心市街地活性化基本計画を打ち出されました。それによりますと、横堀公園の整備事業も中心市街地活性化の一つの事業という位置付けがございました。ということもありますので、我々が今回提案させていただいております横堀公園の水域拡大のことに高知市さんがこれから取り組まれる中心市街地活性化事業との連携を図っていきたいという意味をちょっと書かさせてもらったわけなんですけれども、委員のおっしゃるとおり、今までの協議会で説明した内容には含まれてございませんでしたので、ちょっと先走った感がございます。

高橋委員：

ニュアンス的な問題になってくるのかもしれないんですけど、希少動植物の欄の、まとめなんですけれども、希少種の保全について小学校の環境学習と連携したモニタリングの実施ということなんですけれども、希少種はもちろんですけど、干潟環境の生態系と言いますか、その保全全体のモニタリングという意味で第2回でお話ししましたので、そのあたりのニュアンスをもう少し盛り込んでいただければと考えます。小学校との環境学習っていうのはもちろん重要なんですけれども、ちょっとあの、書きぶりにそれが前面に出すぎているような感じがしますので、まずは干潟、人工的に作る干潟がきちんと機能するのかのモニタリングであるということですね。それと希少種がきちんと守られているのか、そちらの方がまず第一です。

田中委員：

ちょっと意味がわかんなかったんですけども、高橋さんの。ということは、人工干潟を造って試してみろってということですか。

高橋委員：

いや、試してみるじゃなくて、今回の案で干潟は基本的にできると考えているんです。土木的な工事でですね。ただ、汽水域というのはかなり環境がデリケートなところですから、本当にできるかどうかは担保されていないわけですよ。これは第2回でお話しさせていただいたところです。その部分についてはきちんとモニタリングしながら、まずいところがあれば手直しをしながら造っていかなければ、つなげていかなければならないと。

田中委員：

そういうことですか。わかりました。

那須会長：

いずれにしても、高橋委員が前回お話しいただいたその意見を踏まえて、モニタリングというところを少し精度良く書いていただければと。

酒井委員：

ちょっと私には意味がわからないんですけども、シオマネキの主要な生息地の干潟の勾配がそんなに重要なんですか。勾配なんてあんまり関係ないですよ。勾配ってどういう意味ですか。これは塩分濃度なんですよ、はっきり言って。

高橋委員：

勾配について意見を出したのは私の方だと思うんですけども。底質の粒径がですね、他の生息地と比べて新堀川のシオマネキの生息地は粒径が粗いという結果が出てます。

酒井委員：

反対じゃないの。細かいよ。シオマネキがいるところは細かいですよ。

高橋委員：

新堀川の方が粗いんですね。

酒井委員：

そうですか。それで。

高橋委員：

新堀川の粒径が粗いものですから。で、1／5の勾配というのが干満の時にシルト分・粘土分が流れていく可能性があるということで、もう少し緩勾配にしてシルト・粘土分が、

酒井委員：

関係ないと思います、それは。塩分濃度がね、あの主にこういう甲殻類の生息地を支配しているんですよ。汽水域でしょ。それが重要なんですよ。

那須会長：

県の方で何か。

事務局：

はい。あの、そのあたりですね。やはりコアマモとシオマネキというのもございますし、我々としては、他の生物についてもどのように考えていったらいいかも含めましてですね、それぞれの専門家の先生のご意見をいただきながら、より良い自然環境の創出に努めていきたいと思っております。

那須会長：

まあ、あの今の話、十分に確認していただければいいと思っておりますので。他にいかがでしょう。

西岡委員：

えっと、島田課長にお聞きしたいですけれども。出席者名簿の中にマスコミの方と傍聴人の方と出席者と、これ以外の方はここにおりませんか。

例えば第一コンサルタンツの方はここにおるがです？

事務局：

はい。います。

西岡委員：

どの方です？紹介もなかったですが。

事務局補助：

私がそうです。

西岡委員：

お宅だけですか？

事務局補助：

あと補助等を含めて3名。

西岡委員：

それだけの者、県の職員の方とずっと1回目と2回目もおって、そらやっぱしほら、オープンなんやから。そういうことに関してちゃんと最初にうちよってもらいたい。

坂下委員：

それは関係ないでしょう。

那須会長：

それを言い出すと、皆さんやけますから。それは関係ないと思いますね。他にいかがでしょうか。

酒井委員：

塩分濃度の測定はされませんか。

事務局：

あの、そのあたりも含めましてですね、今後またご意見いただきながら取り組んでいきたいと思えます。

那須会長：

酒井先生にお伺いしてどうやったらいいか検討をお願いします。

他にいかがでしょうか。

それではあの、先程の資料6で前回のパブコメ、それから第2回のパブコメですね。それから第2回の協議会でたくさんの意見をいただいたやつについて、一つ一つ回答していただきました。資料7には少し、高橋委員から重要な指摘もありましたので、酒井委員からも指摘がございましたので、そこら辺も含めて少し修正していただくことが必要かと思いますが、先程資料6、そして7の皆さんの意見をいただきました。資料6につきましてもそうですが、先程の意見でそれ以外の意見がございませんでしたけれども、この方向でですね、とりあえず、この中身でですね、踏まえてですね、とりまとめを行っていただくということにしたいと思えますけど、委員の皆さんいかがでしょうか。

坂下委員：

異議なし。

西岡委員：

もうちょっと時間を作ってやってもらいたい。意見として。

那須会長：

そういうご意見がございました。他にいかがでしょう。

田中委員：

私も西岡委員の意見に同意します。

那須会長：

先程資料6・7の意見で、様々な意見をいただいたんですが、その意見を踏まえてですね、

次回丁寧ということがございましたけれども、丁寧に検討していただくということにしたいと思っています。

田中委員：

パブコメはもう取られないんですか。

那須会長：

今日、前回の提案ですね、これでパブコメを2回取ったんですが、今回さらにその意見を踏まえて対応する考えだったと思っております。

ただ、パブコメをしたときの前回の案の形を大きく崩すような意見はなかったようですので、今この時点でパブコメをもう一回取るってということにはならないんじゃないかと私は思うんですが、高知県さんいかがですかね。

事務局：

はい。第2回協議会で今までの工事再開か中止かという判断だけではなくて、新たな提案をさせていただきました。その提案に対するパブリックコメントをいただいたところですので、協議会の委員の皆さま方にですね、これからも深いご討議をお願いいただけたらと思っています。

那須会長：

ということですが、よろしいでしょうか。

なんか大きく変わったら多分いると思うんですが、その中でもたくさんの意見をいただいて丁寧に対応していただいたと思うんですけれども。今日も意見をいただいておりますのでこの資料6・7を踏まえて最終的にどんな案になるかをご検討願ってですね、常に最終案のつもりで案を作っていたということが大事だと思いますので、この、今日の資料6・7、それからいただいた意見ですね、について、それを付け加えた上で、どんな最終案になるのかですね、高知県さんの方で作成していただくというふうに思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

田中委員：

それで検討するんですか。もう協議会はやらない？

那須会長：

協議会は、ですから最終案をもう一回お示ししていただくことになるだろうと思います。これで終わるっていか今意見をいただきましたので、それは多分無いと思いますけれども。そうですね。

田中委員：

このパブコメを参考にして、また次回もやるっていいんですか。

那須会長：

このパブコメについては、いや多分今いただいた意見で、もし足らなければ足していただければいいと思いますが、とりあえず今日は時間かけて皆さんに意見をいただきましたので、それを踏まえて最終の案を県の方で作っていただくということなんだろうと思います。

田中委員：

追加パブコメは取らない？

那須会長

追加パブコメについては、先程申しましたとおり、前回の案を大きく変えるような、もう、細かい対応はいっぱいしていただいているんですけども、ただ、案を大きく変えるようなものになっていませんので、同じことを2回聞くということになると思いますので。

田中委員：

いやね、そうじゃなくてね。新たにするんじゃないくて、今の案に対して、もう一度ね、追加でね。

那須会長：

今の案について、例えば外形的にですね、形を変えるような意見は何もなかったもので、今日こういう形で前回の案1・案2がこうやってそのまま上がってきていますので、それについて言えば、パブコメを今の段階で取るということにはならないものかと思います。よろしいでしょうか。

では、あの、そういうことで、この資料6・7、それから今いただいた修正意見を含めて、よく吟味していただいたうえで、最終案の作成にかかっていたいただいて、また次回この協議の場でご議論していただくということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

委員：

(意見なし。)

那須会長：

ありがとうございます。では、今回の協議会の結論としたいと思います。ありがとうございました。

----- 開会 -----

司会：

那須会長、ありがとうございました。委員の皆さま、本日は、長時間にわたり、活発なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日、委員の皆さまからいただきました貴重なご意見や審議の結果につきましては、今後、とりまとめのうえ、次回の協議会でお示ししたいと思いますので、更なる議論を深めていただきまして、一定の方向性を見出していただければと考えておりますので、またよろしく願いいたします。

以上をもちまして、「第3回はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会」を閉会いたします。委員の皆さま、誠にありがとうございました。